

生徒心得

はじめに

3年間の高校生活を送る君たちに望むことが二つあります。一つは、君たちが高校卒業時に一人の自立（自律）した社会人になってほしいということです。社会に出れば、自分の判断と責任で、他者と共に生きていくこととなります。社会人として必要な思考力・判断力、自らが責任を負える行動力、他人への思いやり、もちろん礼儀やマナーも必要です。そのような力を身につけてほしいのです。

もう一つは、高校時代にしか体験できないことをこの西乙訓高校で思う存分してほしいということです。高校時代は輝かしい充実した時間を持つことができる時期です。勉強、クラス活動、部活動、学校行事へ主体的に関わっていくことで、時間は充実したものになっていくことでしょう。その中で様々な経験を通し、人間として成長してほしいのです。

このような高校生活を送るためには、一定のルールが必要になってきます。君たちにとってはおもしろくないルールもあるでしょう。しかし、どんな社会もルールを守るという前提の上に成り立っています。以下、西乙訓高校という社会のルールについて十分理解し、すばらしい高校生活を創造するよう望みます。

西乙訓高校生として

- 1 互いの人権、人格を尊重し、節度を重んじ、礼儀正しく、品位をもって接しよう。
- 2 互いの人格向上につながるような良い交友関係を作ろう。
- 3 いじめは絶対にしてはならない。互いに補い合い、助け合い、励ましあって、友情を深めよう。
- 4 礼儀を失しない言語・態度を重んじ、ごく自然に挨拶ができるよう心がけよう。
- 5 公共の場や公共の乗り物内ではマナーを守り、周囲に配慮して行動しよう。

服装について

本校生徒の登下校及び学校生活における服装については次のとおり定める。ただし、やむを得ない場合は、生徒指導部の許可を得て、この規定と異なった服装が許される。

1 冬服装（11月～4月）

- 男子 指定のブレザーとズボン（Nマーク入り）
指定の白無地長袖カッターシャツ（Nマーク入り）
指定のネクタイ

女子 指定のブレザーとスカート（Nマーク入り）またはズボン（Nマーク入り）
指定の白無地長袖カッターシャツ（Nマーク入り）
指定のリボン・ネクタイ
登下校・式典・学校行事には必ずブレザーを着用する。
カッターシャツの裾は、ズボン・スカートの中に入れて着用する。

《寒冷時について》

ブレザーの上にオーバーコート等の防寒衣を着用してもよいが、華美でないものとする。ブレザーの下にセーターやベストを着用する場合は、指定のものに限る。

2 夏服装（6月～9月）

男子 指定のズボン（Nマーク入り）
指定の白無地長袖又は半袖カッターシャツ（Nマーク入り）
女子 指定のスカート（Nマーク入り）またはズボン（Nマーク入り）
指定の白無地長袖又は半袖カッターシャツ（Nマーク入り）
カッターシャツの裾は、ズボン・スカートの中に入れて着用する。
なお、男女共指定の夏ズボン・夏スカートの販売は行うが、購入は任意とする。
指定のセーター・ベストでの登下校も認める。
ブレザーを着用する場合は、必ず指定のネクタイ・リボンをする。

3 服装移行期間（5月・10月）

この期間は、冬服装・夏服装どちらで登校してもかまわない。

※ 雨天時について

自転車で通学するときは、必ず雨合羽を着用する。駐輪場には合羽かけがあるので、利用してよい。

4 三足制とする

- (1) 登下校時の通学靴は、原則として通学にふさわしいものとする。ブーツ・サンダルなどカジュアルなものは禁止する。（市販のものでよい。）
- (2) 校舎内では指定の上履（ゴムスリッパ）とする。
- (3) 体育館内は指定の体育館専用シューズとする。

5 靴下（ソックス・ハイソックス）、女子ストッキングは制服と調和するものを着用し、華美にならないように心がける。

6 やむを得ず異装を必要とする者は、生徒指導部に申し出て許可を受ける。

7 体育時は体操服を着用し、体操服のまま他の授業に出てはならない。

8 校外に出向く学校行事、部行事、生徒会、ホームルーム行事等においては、特別の指

示がない限り、制服で参加する。

休日（長期休業も含む）の登下校の場合も上記と同様である。

- 9 服装、持ち物にはすべてはっきりと記名し、他者との区別を明確にする。
- 10 教室内で防寒コート、マフラーを着用したり、セーターを肩や腰に結んだりしない。
- 11 服装は清潔・質素を旨とし、常に端正であること。下記事項は禁止する。
 - (1) 頭髪的加工（パーマ・染色・脱色等）
 - (2) 装身具を身につけること
 - (3) 化粧（色つきリップ、マニキュア、つけまつげ、マスカラ、チーク、ファンデーション等）
 - (4) 制服の変型や加工

所持品

- 1 自分の所持品には、すべて学年、学級、氏名を明記する。
- 2 実技科目や教室移動等で貴重品（金銭、時計、携帯電話やスマートフォン等）から離れるときは、貴重品ロッカーを利用するなど、原則として自己管理するものとする。
- 3 学校内において物品を紛失、あるいは拾得したときは速やかに担任又は生徒指導部に届け出る。
- 4 学校生活に不要なものは持って来ない。
- 5 不必要な金銭・貴重品は持って来ない。
- 6 生徒証明書は常に携帯する。
- 7 友人間においては、みだりに金銭・物品の貸し借りはしない。

携帯電話・スマートフォン

- 1 ルールとマナーを守れることを前提として持ち込みを可とする。
- 2 使用可能時間帯や用途など、適正な使用を心がける。
- 3 使用可能時間帯以外は、電源をシャットダウンした状態でカバンの中に入れておく。（移動教室の際には身につけて移動するため、カバンの中に入れていなくても良い。）
- 4 使用可能時間帯であっても歩きスマホや自転車を運転しながらのスマホ操作をしてはならない。
- 5 使用可能時間帯であってもゲームや動画視聴等の娯楽目的の使用をしてはならない。
- 6 教職員の管理下や指示があった場合、また、正当な理由によって許可を得た場合については、使用可能時間帯以外でも使用してよい。

登下校に際して

- 1 登下校に際しては、交通法規、服装規程をよく守り、身の安全に十分留意すること。
- 2 登校後は放課になるまでホームルーム担任の許可証なく校外に出ることを禁止する。
については、昼食は持参を原則とする。ただし、校内では決められた昼食時間帯に、パン等の販売をする。
- 3 登下校は必ず決められた出入口から出入りし、それ以外のところからの出入りを禁止する。
- 4 自転車通学の許可を得た者は許可条件を十分熟知し、学校指定の置き場に整頓するとともに、必ず施錠して、盗難、寸借を防止する。
- 5 バス、電車等の乗り物を利用するときはマナーを守り、周囲に配慮して行動しよう。

校外生活

- 1 法令で禁止されている飲食店や娯楽遊技場への出入りは禁止する。
- 2 飲酒、喫煙、大麻・覚醒剤や危険ドラッグなど違法薬物の使用、暴力行為、賭け事、窃盗（万引き）等法律に違反する行為は絶対にしてはならない。
- 3 夜間の外出は、やむを得ない場合を除いては行わない。どうしても必要ある場合は、保護者等の同意を得ること。
- 4 保護者等に無断で友人宅への外泊は禁止する。
- 5 アルバイトは原則として禁止する。ただし、家庭の経済的事情でやむを得ない場合は所定の「アルバイト就業許可願」によって生徒指導部に申し出、許可を受けること。
- 6 外部諸団体への加盟、参加、出場の場合は生徒指導部の許可を受けること。
- 7 校内でチケットや物品等を販売したり、金銭の徴収・カンパ等をしたりしてはならない。やむを得ない場合は、ホームルーム担任、顧問その他関係教職員の指導を受け、生徒指導部に届け出て許可を受けること。
- 8 学校内外を問わず、ホームルーム、部等で行事を計画する場合は、ホームルーム担任、又は顧問の許可を得て、生徒指導部の承認を受けること。
- 9 学生生徒旅客運賃割引乗車証（通称＝学割）を必要とする場合は、『旅行申請書』を生徒指導部に届け出、『学割証交付願』の発行を受け、生徒証明書を添えて、事務部へ申請すること。「諸証明の申し込み及び交付について」参照
- 10 地域社会の人々と接する場合も本校生徒としての品位を失わず、マナーを心得て、礼儀正しくすること。

授業に際して

- 1 毎朝時間に余裕をもって登校し、しっかりと準備をして授業に臨むこと。
- 2 予鈴と同時に自席に着き、授業の態勢に入ること。
- 3 授業時は必ず所定の席に着き、みだりに席を代わったり立ったりしないこと。
- 4 授業の前後には、日直や講座代表の指示・号令によって全員起立して挨拶をかわす。
- 5 授業を妨害するような言動があってはならない。万一行った場合は、指導措置の対象とする。
- 6 授業中におけるマフラー、手袋、冬コート類の着用は禁止する。
- 7 遅刻、欠課、欠席の時は始業前（8時30分まで）に学校にEメール又は電話によって連絡すること。
- 8 欠課・欠席などは、すべて届け出ること。届け出のない場合は、本人の怠学とみなされ進級認定に影響する。
- 9 授業開始後5分経過しても教科担任が来ない場合は、日直がその旨を教務部に連絡し、指示を受けること。
- 10 授業終了後は日直又は講座代表は必ず次の授業に差し支えのないよう黒板を美しくふいておくこと。
- 11 黒板ふきは、教室内にあるクリーナーで粉を落とす。窓辺でたたいたり、外壁を汚したりしてはならない。
- 12 教室は汚さないこと。ゴミはゴミ箱に入れ、机上や壁に一切落書きはしないこと。

校舎・校具等の使用

- 1 校舎、校具等の公共物を汚損してはならない。
もし誤って汚損した場合は、直ちに担任を通じて生徒指導部に届け出ること。原則として弁償しなければならない。故意に破損した場合は、指導措置の対象とする。
- 2 行事、講習、部活動および自習室利用等の場合を除き、休業日に無断で登校しない。
- 3 運動場への自転車の乗入れを禁止する。
- 4 中庭及び校舎内においてボール遊びをしてはならない。

自転車通学

自転車通学は許可制とする。

- 1 許可基準 自転車通学を希望する者で遵守事項を厳守できる者
- 2 通学願

- (1) 自転車通学を希望する者は、所定の「自転車通学許可願」を提出して許可を受ける。
- (2) 入学後の転居又は特別の事情で自転車通学をしようとする場合は、その都度手続きをとること。
- (3) 自転車通学許可後、各自に許可ステッカーを発行する。

3 許可

許可された者は許可ステッカーの交付を受ける。

4 遵守事項

- (1) 申請した通学路を通ること。
- (2) 左側通行を厳守すること。
- (3) はっきり見えやすい所に許可ステッカーを貼付すること。
- (4) 雨合羽を必ず購入し、雨天時には着用すること。
- (5) 自転車は防犯登録済みのものが望ましい。
- (6) 指定された自転車置き場以外の所に駐輪しないこと。
- (7) 必ず施錠すること。
- (8) 自転車は改造されたものでないこと。
- (9) 交通法規をよく守り、2人乗り、傘さし運転、並列走行、ながら運転などは絶対にしないこと。

また、2人乗りに利用される器具（後輪軸に取り付けるステップ）の装着をしないこと。

- (10) ブレーキ点検を十分行い、夜間無灯火で乗車しないこと。

5 違反者

上記遵守事項に違反した場合もしくは事故を起こした場合は、その状況に応じて次の措置をとる。

- 自転車通学許可の一時停止又は取り消し
- 生徒指導規程に基づく指導措置

表彰について

3年間皆勤（授業、ホームルーム、学校行事等すべて無遅刻・無欠課）を通すなど、本校生徒の範たるにふさわしいと判断される生徒には、卒業時等に校長が表彰することがある。

懲戒及び特別指導について

- 1 学則第9章第31条の規定に基づき、本校生徒の懲戒及び特別指導（教育的指導）について必要な事項を定め、基礎的な生活習慣の確立と、望ましい社会の規範を身に付けさせることを目的とする。
- 2 生徒の懲戒及び特別指導は、教育上必要があるとき、校長及び教員が、教育的配慮のもとに行うものとし、懲戒は、退学、停学及び訓告とし、特別指導は謹慎及び訓戒（説諭）とする。
- 3 懲戒及び特別指導の対象となる行為は次のとおりである。
 - (1) 授業中及び校内生活において態度不良の者
 - (2) 正当な理由なく、遅刻を常習とする者
 - (3) 教職員の指示、指導に従わなかった者
 - (4) けんか、粗暴行為をした者
 - (5) 暴言行為をした者
 - (6) 考査を妨害した者
 - (7) 受験中不正行為のあった者（当該試験科目は0点とする）
 - (8) 飲酒、喫煙した者及びその同席者
 - (9) 交通機関の不正乗車又は運行を故意に妨害した者
 - (10) 自動車、バイクの免許を取得した者
 - (11) 自動車、バイクの運転をした者及び同乗した者
 - (12) 性行不良で風紀上著しく他に悪影響を及ぼした者
 - (13) 法令で禁止されている遊技場、飲食店に出入りした者
 - (14) 故意に本校の諸規定に違反した者
 - (15) 校外団体の指令もしくは教唆により許可なく校内で活動した者
 - (16) 個人又は集団で暴行、傷害、恐喝、脅迫行為をした者及びその教唆煽動した者
 - (17) 詐欺、窃盗（万引き）、賭博行為を行った者
 - (18) シンナー、薬物等を乱用した者
 - (19) わいせつ行為を行った者
 - (20) 携帯電話等の通信機器及び音楽機器を考査中に所持及び操作した者
 - (21) 公共物又は他人の所有物を故意に破損したり傷つけたりした者
 - (22) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (23) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (24) 正当な理由がなくて欠席が多い者
 - (25) 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
 - (26) その他、生徒指導上必要とされる者
- 4 懲戒及び特別指導の対象となる行為があった場合は、速やかにホームルーム担任並びに生徒指導部の呼び出しに応じ、事実確認を受ける。
- 5 家庭待機を命じられたら、帰宅後速やかに保護者等にことの次第を自ら自発的に報告し、学校の指示を待つ。

- 6 謹慎中は、一切外出してはならない。（電話・メール等による外部との連絡も禁止する。）
- 7 謹慎等を命じられた生徒は、その期間中、与えられた課題に取り組むとともに、行動日誌を書き、決意文とともにホームルーム担任を通じて生徒指導部長を経て校長に提出する。
- 8 特別指導及び解除の申し渡しは、原則として保護者等が同席の上、行うものとする。

自動車・バイク等の禁止規程

- 1 本校も他の公立高校と同様、自動車・バイクの使用は在家庭時を含めて禁止する。そうすることによって自他の生命を守り、賠償能力のない者の事故を未然に防ごうとするものである。
- 2 生徒は、本校在学中、自動車・バイクの運転免許証を取得することを禁止する。
- 3 すでに運転免許証を取得している生徒は、入学後直ちに申し出なければならない。
- 4 卒業式を終えても3月31日までは、身分は本校生徒である。進路上、やむを得ず免許証を取得しようとする者は、事前に所定の手続きをとり、受験することができる。
- 5 上記に違反した者は生徒指導規程の適用を受ける。

アルバイト規程

- 1 高校生の本分は学業に専念することである。高度な学習内容を消化・吸収していくためには常に十分な予習・復習が必要であり、アルバイトをしている時間的余裕はないはずである。従って、アルバイトは原則として禁止する。ただし、家庭の経済的事実等理由のある場合には、下記事項を参考にして、特別に許可することがある。
- 2 許可の条件
 - (1) 本人に不認定科目がないこと。
 - (2) 学習に支障がないこと。
 - (3) 仕事内容が健全なものであること。
 - (4) 自動車・バイク等を使用しない仕事であること。
 - (5) 危険を伴う仕事でないこと。
 - (6) 保護者等の承認があること。
- 3 手続き
 - (1) 保護者等から「アルバイト就業許可願」の申請書を、ホームルーム担任に提出する。
 - (2) ホームルーム担任は面談又は電話で保護者等々の意思を確認する。
 - (3) ホームルーム担任の承認、校長の決裁を経て生徒指導部が許可証を発行する。

ホームルーム日直

学校生活を円滑に運営するため、ホームルーム日直を設ける。日直は下記事項に留意の上、責任を果たす。

- 1 ホームルーム日直は各組、名列順に交代で当たる。
- 2 ホームルーム日直は下記の任務を果たす。
 - (1) ホームルーム日誌の記入、翌日の日直を確認しておく。
 - (2) プリント配布及び掲示の補佐
 - (3) 出欠状況の記入
 - (4) 授業・ホームルーム前後の号令「起立、礼、着席」
 - (5) 授業・ホームルーム後の黒板の清掃を行い、次の授業に差し支えないようにしておく。黒板拭きは教室のクリーナーを使用し粉をはらっておく。
 - (6) 教室内の整備
 - (7) 清掃後の点検、室内の窓閉め、消灯、確認
 - (8) ホームルームで緊急事態発生の際は、直ちにホームルーム担任に報告する。

清掃当番

清掃は当番が全員で、下記事項に留意しながら校内学習環境の美化・保全に努める。

- 1 保健部による清掃分担計画に従って、指定された場所の清掃・美化に当たる。
- 2 割り当て日を忘れず自らの責任を果たす。
- 3 机・椅子をていねいに移動させ、床を掃く。
- 4 教卓及び机上是雑巾で拭い、机は縦、横、美しく整頓する。
- 5 黒板はきれいに消し、溝のチョーク粉を取り除き、毎日美しくしておく。
- 6 ごみ箱のごみは、分別してごみ回収場所に捨てに行く。
- 7 教室に隣接する廊下等も忘れず清掃する。
- 8 清掃用具の点検、整頓は念入りに行う。
- 9 清掃強化日や、大掃除の日は、特に入念に清掃美化に努める。
- 10 ホームルーム以外の特別清掃区域についても、上記に準じる。

掲示規程

- 1 生徒は常に校内に掲示されている掲示物を見て、その内容を十分知っておくこと。
- 2 校内におけるポスター・ステッカー等の掲示又は印刷物を配布しようとするときは、生徒指導部の承認を受け、検印をもらうこと。
- 3 生徒会・部関係の招集に関しては（板書・掲示を含む）それぞれの顧問の承認を受けること。

- 4 生徒が掲示物並びに印刷物を校内に掲示する場合には団体名、責任者氏名、掲示期間を記入し、生徒指導部の検印を受けること。
- 5 掲示期間は2週間以内とし、期間を延長したい場合は、改めて承認を必要とする。また、期間を過ぎれば責任者は速やかに掲示物を撤去すること。
- 6 掲示場所は、学校指定の場所のみに限定し、それ以外の貼付はしないこと。
- 7 掲示物の大きさは、原則として模造紙半分の大きさまでとし、枚数は10枚以内を限度とする。
- 8 掲示内容は、真実の報道、明確な記事、その他高校生にふさわしいものであること。
- 9 外部から持ち込みや依頼を受けた掲示物、印刷物についても、上記1～8までの条項によって取り扱う。

校内放送

- 1 生徒は常に、放送の始まるチャイムを耳にすれば、静かにその内容を聴き取ること。
- 2 放送室には放送に直接関係のある者以外の入室はできない。
- 3 放送内容は原則として全校生徒を対象とするものとし、個人的なことや、一部生徒を対象にしたものは、緊急やむを得ないものだけに限る。
- 4 授業・ホームルーム等の時間帯で全校一斉に放送を行うときは、事前に関係教職員と十分に打合せを行っておく。